

法務省民二第1165号

平成23年5月13日

法 務 局 長 殿

地 方 法 務 局 長 殿

法 務 省 民 事 局 長

東日本大震災の被災者等に係る登記事項証明書等の交付についての手数料の特例に関する政令等の施行に伴う不動産登記事務及び船舶登記事務の取扱いについて（通達）

東日本大震災の被災者等に係る登記事項証明書等の交付についての手数料の特例に関する政令（平成23年政令第140号）及び東日本大震災の被災者等に係る登記事項証明書等の交付についての手数料の特例に関する省令（平成23年法務省令第16号）が本日公布・施行されましたが、これに伴う不動産登記事務及び船舶登記事務の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本通達中、「政令」とあるのは東日本大震災の被災者等に係る登記事項証明書等の交付についての手数料の特例に関する政令を、「省令」とあるのは東日本大震災の被災者等に係る登記事項証明書等の交付についての手数料の特例に関する省令を指します。

記

第1 東日本大震災の被災者等が被災建物に係る登記事項証明書等を取得する場合の手数料の免除（政令第1条関係）

被災者等が、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により被害を受けた建物（以下「被災建物」という。）若しくはその敷地である土地又は被災建物に代わるものとして新築若しくは取得をした建物（以下「被災代替建物」という。）若しくはその敷地である土地の登記事項証明書等につ

き、政令の施行の日の翌日から平成33年3月31日までの間に交付の請求をする次の場合には、その交付についての手数料を納めることを要しないとされた。

1 免除を受けることができる者

免除を受けることができる者は、次に掲げる者（以下「被災者等」という。）である。

- ① 東日本大震災によりその所有する建物又は賃借権を有する建物に被害を受けた者であることにつき、当該建物の所在地の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長から証明を受けた者（法人を含む。）（政令第1条第1項第1号）
- ② ①の証明を受けた後に死亡した者の相続人（政令第1条第1項第2号）
- ③ ①の証明を受ける前に死亡した者の相続人であって、東日本大震災により当該死亡した者の所有する建物又は賃借権を有する建物に被害を受けたことにつき当該建物の所在地の市町村の長から証明を受けたもの（政令第1条第1項第3号）

2 免除の対象となる不動産

免除の対象となる不動産は、次に掲げるものである。

- ① 被災建物
- ② 被災建物の敷地
- ③ 被災代替建物
- ④ 被災代替建物の敷地

「被災建物」とは、東北地方太平洋沖地震により全壊又は半壊等の被害を受けて居住等の使用ができなくなった建物をいうほか、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害により放射能を浴びたために事実上居住等の使用ができなくなった建物や経済的価値を失った建物を含む。

「被災代替建物」とは、被災建物（未登記建物を含む。）を使用することができなくなったため、被災者等が当該被災建物に代わるものとして震災後に新築又は取得をした建物をいう。被災代替建物は、被災建物の敷地に新築した建物に限られず、他の土地に新築又は取得をした建物でもよく、当該他の土地については、被災地外であっても差し支えない。ただし、被災代替建物は、被災者等が当該被災代替建物の表題部所有者又は所有権の登記名義人であるものに限るとされた。

したがって、被災代替建物及びその敷地に当たるとして登記事項証明書等の

交付請求があった場合には、1の①又は③の証明を受けた被災者等（交付の請求者）が当該被災代替建物の表題部所有者又は所有権の登記名義人と同一人であることを登記記録により確認しなければならない。

3 免除の対象となる請求

免除の対象となる請求は、次に掲げるものであり、いずれも、登記手数料令（昭和24年政令第140号）第3条第1項、第2項及び第3項の請求（オンライン請求）は除くとされた（政令第1条本文）。

- ① 登記手数料令第2条第1項に規定する登記事項証明書の交付の請求（政令第1条第1項本文）
- ② 登記手数料令第2条第3項に規定する地図、建物所在図又は地図に準ずる図面（以下「地図等」という。）の全部又は一部の写し（地図等が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面。）の交付の請求（政令第1条第2項）
- ③ 登記手数料令第2条第4項に規定する登記簿の附属書類のうち土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面又は各階平面図（以下「土地所在図等」という。）の全部又は一部の写し（土地所在図等が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面。）の交付の請求（政令第1条第3項）

なお、①の登記事項証明書には、電子情報処理組織による取扱いに適合しない改製不適合物件等の登記簿の謄本又は抄本が含まれる（不動産登記法（平成16年法律第123号）附則第5条）ことから、当該登記簿の謄本又は抄本の手数料も、免除の対象となる。

4 免除の対象となる期間

免除の対象となる期間は、政令の施行の日（平成23年5月13日）の翌日から平成33年3月31日までの間である。ただし、被災代替建物及び被災代替建物の敷地については、当該期間内において、かつ、被災者等が被災代替建物の表題部所有者又は所有権の登記名義人となった日から1年以内に請求する場合に限るとされた。

5 免除の対象となる請求をする方法

- (1) 政令第1条の規定の適用を受けようとする者は、1の①又は③の市町村の長の証明に係る書面として、東日本大震災によりその所有する建物又は賃借権を有する建物に被害を受けた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは

主たる事務所の所在地並びに当該建物の所在地の記載があるものを提示しなければならないとされた(省令第1条第1項)。具体的には、市町村の長が発行する災害証明書又は被災証明書(以下「被災証明書等」という。)が、上記書面に該当する。

なお、請求者が被災建物について賃借権を有する者であることについて、被災証明書等の記載により確認することができない場合であっても、請求者の提示した証明書に記載されている被災者の住所と請求に係る建物の所在とが同一のときは、そのことをもって賃借権を有するものとみなして差し支えないが、それ以外の場合にあつては、建物賃貸借契約書等により確認するものとする。

- (2) 相続人が政令第1条の規定の適用を受けようとする場合には、当該相続人の戸籍の謄本その他の適用を受けようとする者が当該相続人に該当することを証する書面を提示しなければならないとされた(省令第1条第2項)。相続人であるか否かの判断に当たっては、例えば、一つの健康保険証に被相続人と相続人とが記載されているなど、提示された書面の記載により相続人であることを推認することができる場合には、特段疑わしい事情が認められない限り、相続人であると認定して差し支えない。

第2 東日本大震災の被災者等が被災船舶に係る登記事項証明書を取得する場合の手数料の免除(政令第2条関係)

被災者等が、東日本大震災により被害を受けた船舶(以下「被災船舶」という。)又は被災船舶に代わるものとして建造若しくは取得をした船舶(以下「被災代替船舶」という。)の登記事項証明書につき、政令の施行の日の翌日から平成33年3月31日までの間に登記事項証明書の請求をする次の場合には、その交付についての手数料を納めることを要しないとされた。

1 免除を受けることができる者

免除を受けることができる者は、次に掲げる者である。

- ① 東日本大震災によりその所有する船舶又は賃借権を有する船舶に被害を受けた者であることにつき、当該船舶の船舶原簿に記録されている事項を証明した書面で当該船舶の登録が抹消された事実を証するものその他の法務省令で定める書面(以下「被災証明書面」という。)の交付を受けた者(法人を含む。)(政令第2条第1号)
- ② ①の証明を受けた後に死亡した者の相続人(政令第2条第2号)

③ ①の証明を受ける前に死亡した者の相続人であって、東日本大震災により当該死亡した者の所有する船舶又は賃借権を有する船舶に被害を受けたことにつき被災証明書面の交付を受けたもの（政令第2条第3号）

2 免除の対象となる船舶

免除の対象となる船舶は、次に掲げるものである。

① 被災船舶

② 被災代替船舶

「被災船舶」とは、東北地方太平洋沖地震により使用ができなくなった船舶をいうほか、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害により放射能を浴びたために事実上船舶としての使用ができなくなった船舶や経済的価値を失った船舶を含む。

「被災代替船舶」とは、被災船舶（未登記船舶を含む。）を使用することができなくなったため、被災者等が当該被災船舶に代わるものとして震災後に建造又は取得をした船舶をいう。ただし、被災代替船舶は、被災者等が当該被災代替船舶の所有権の登記名義人であるものに限るとされた。

したがって、被災代替船舶に当たるとして登記事項証明書の交付の請求があった場合には、1の①又は③の被災証明書面に記載された被災者等が当該被災代替船舶の所有権の登記名義人であることを登記記録により確認しなければならない。

3 免除の対象となる請求

免除の対象となる請求は、登記手数料令第2条第1項に規定する登記事項証明書の交付の請求であり、登記手数料令第3条の請求（オンライン請求）は除くとされた（政令第2条本文）。

4 免除の対象となる期間

免除の対象となる期間は、政令の施行の日（平成23年5月13日）の翌日から平成33年3月31日までの間である。ただし、被災代替船舶については、当該期間内において、かつ、被災者等が被災代替船舶の所有権の登記名義人となった日から1年以内に請求する場合に限るとされた。

5 免除の対象となる請求をする方法

(1) 政令第2条の規定の適用を受けようとする者は、政令第2条第1号又は第3号の被災証明書面で東日本大震災によりその所有する船舶又は賃借権を有する船舶に被害を受けた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる

事務所の所在地並びに当該船舶の船籍港（漁船の場合にあつては、船籍港又は主たる根拠地）の記載があるものを提示しなければならないとされた（省令第2条第1項）。

(2) 被災証明書面は、次に掲げるいずれかの書面とされた（省令第2条第3項第1号）。

① 船舶原簿に記録されている事項を証明した書面で当該船舶の登録が抹消された事実を証するもの

② 漁船原簿の謄本で当該漁船の登録が抹消された事実を証するもの

③ 船員法（昭和22年法律第100号）第19条の規定による報告（同条第1号に係るものに限る。）に関する書類の写しで船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第15条の規定による地方運輸局長の証明があるもの

④ 当該船舶につき被害を受けたことを証する市町村の長が発行する書面

(3) 相続人が政令第2条の規定の適用を受けようとする場合には、当該相続人の戸籍の謄本その他の適用を受けようとする者が当該相続人に該当することを証する書面を提示しなければならないとされた（省令第2条第2項）。相続人であるか否かの判断に当たっては、例えば、一つ健康保険証に被相続人と相続人とが記載されているなど、提示された書面の記載により相続人であることを推認することができる場合には、特段疑わしい事情が認められない限り、相続人であると認定して差し支えない。